

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)への対応について(3月7日更新)

日本製鉄株式会社(以下、当社)は、新型コロナウイルス感染症に対し、社員を含め広くステークホルダー全般の安全・健康を確保する働き方を推進しています。

具体的には、「まん延防止等重点措置」の発令状況等を踏まえ、以下の対応を実施しています。製造現場において感染者が発生した場合には、代替要員によるバックアップを実施して操業維持に努めて参ります。

1. 感染拡大への警戒が必要な地域(北海道、茨城県、東京都、千葉県、愛知県、大阪府、兵庫県)における事業拠点

(1) 対象事業所

本社、大阪支社、北海道支店、名古屋支店
室蘭製鉄所、東日本製鉄所(君津地区・鹿島地区)、名古屋製鉄所、
関西製鉄所(製鋼所地区・尼崎地区)、瀬戸内製鉄所(広畑地区・阪神地区(堺・大阪・神崎))
技術開発本部(富津・波崎・尼崎)

※3月7日より新潟県、和歌山県、広島県、福岡県の事業拠点は「2. その他の事業拠点」に移行

(2) 対応内容

○勤務

- ・当社施設内での業務は、ワクチン接種者と検査による陰性が確認された者により行うこととする。
- ・出社する場合は、マスクを着用し、対人距離を原則1m以上確保する。
- ・通勤時に混雑時間帯を避けるよう、フレックス勤務を最大限活用する。

○会議

- ・Web会議を積極的に活用する。

○出張

- ・国内出張、海外出張ともに原則見合わせとする。

2. その他の事業拠点

(1) 対応内容

○勤務

- ・当社施設内での業務は、ワクチン接種者と検査による陰性が確認された者により行うこととする。
- ・出社する場合は、マスクを着用し、対人距離を原則1 m以上確保する。
- ・通勤時に混雑時間帯を避けるよう、フレックス勤務を最大限活用する。

○会議

- ・Web 会議を積極的に活用する。

○出張

- ・国内出張は、対面での面談の必要性等を十分踏まえ、ワクチン接種者等のみが実施する。
上記1の地域への出張は原則として見合わせる。その他の地域への出張は必要性を踏まえ要否を慎重に判断する。
- ・海外出張は原則見合わせとする。

以 上

お問い合わせ先：総務部広報センター 03-6867-2135, 2146, 2977, 3419